

おもな事業内容

ご相談

- 制度全般のご説明
- 利用開始(申立て)に向けたご相談
電話・面談・訪問での相談・支援を承ります。
- 専門的な相談
必要に応じて、弁護士・司法書士・行政書士による専門相談へおつなぎします。

ご利用のお手伝い

- 申立書の作成の支援(代行はできません)
- 後見人候補者の推薦調整支援
適切な後見人候補者を探すお手伝いをします。
- 成年後見制度利用支援事業のご案内
制度利用に必要な費用の負担が困難と認められる方に対し、費用の全部又は一部を助成する制度をご案内します。
※支給の決定については担当課にご確認ください。

周知・啓発

- 市民向けの「成年後見制度講演会」の開催
- 出前ミニ講座の開催
グループ向けに講座を開催します。
お気軽にご相談ください。

後見人などへの支援

- 親族後見人からの相談や支援
家庭裁判所への定期報告書の作成などをお手伝いします。

事前予約
優先

茅ヶ崎市成年後見支援センター

☎ 0467-81-7230(直通)

平日の月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで
土・日曜日、祝日、年末年始はお休み

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
茅ヶ崎市役所 分庁舎 1階
(地域福祉課 所管)



茅ヶ崎市HP

秘密厳守

※相談内容により、地域包括支援センターや相談支援事業所、市社会福祉協議会など、地域の相談支援機関と連携して対応します。

茅ヶ崎市成年後見支援センター

家族が認知症になったら？

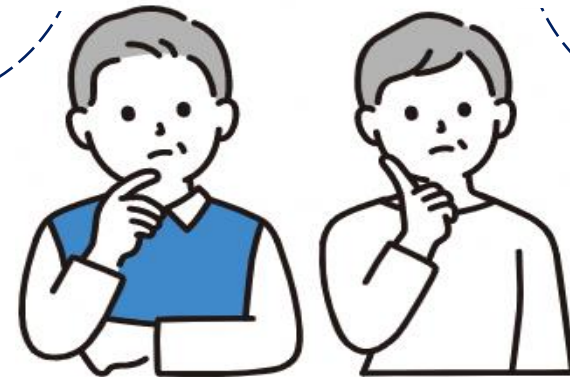
親亡き後の障がいのある子のために…

成年後見制度をお考えの方へ

成年後見制度って
どんな制度なのか
知りたい

自分が亡くなった後
障がいのある
子どものことが心配

認知症になったら
自分の希望する生活が
できるか不安…



※茅ヶ崎市成年後見支援センターは茅ヶ崎市が運営する成年後見制度に関する相談支援機関です。
ご相談は茅ヶ崎市在住のご本人、またはご親族の方等が対象になります。

成年後見制度とは

判断能力が不十分な方を支える制度です。

法定後見制度 と **任意後見制度** があります。

成年後見人などは、
ご本人の希望を第一に考えながら、
生活を支えるためのお手伝いをします。



法定後見制度…

すぐに制度
を必要と
している方

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、
ひとりで決めることに不安や心配がある場合、
ご本人に代わり、家庭裁判所から選任された
「成年後見人」などが、
契約行為や財産管理などをお手伝いし
ご本人の権利を守ります。

任意後見制度…

将来的に
制度を利用
したい方

判断能力が不十分になったときに備えて、
支援してくれる人「任意後見人」や
支援してもらう内容などを
ご本人の希望に沿って、
事前に決めておく仕組みで、
契約書を公正証書で作成します。

制度を使うと…？

ケース①



認知症の親が、
キャッシュカードの暗証番号
を忘れて、通帳を紛失し
再発行することが増えた。
お金の管理もできなくなって
きて、困っている。



本人（親）も、
手伝いを希望。
成年後見制度を
利用することに。



本人の代わりに
成年後見人などが
通帳を管理してくれて、
定期的に生活費を届けてく
れるので、本人も安心して
暮らせるように。

ケース②



自分たち夫婦も高齢に。
頼れる親族もいないため、
知的障がいのある子の
将来が不安。



本人（子）にも
成年後見制度を説明し、
利用することに。



成年後見人などが、
本人（子）に定期的に
会いに来て、苦手なお金の使い
方などを一緒に考えてくれる。
本人を尊重して
関わってくれるので安心。

茅ヶ崎市成年後見支援センターでは こんなお手伝いをします

成年後見制度が必要な状況なのか、
制度を利用するためにはどうすべきかを
一緒に考えます。

家庭裁判所へ提出する書類の
作成などもお手伝いします。

（代行や任意後見契約書の作成はできません）

